

第2節

高齢社会対策の動き

1 主な法律の制定・改正

平成18年度に推進された高齢社会対策について、主な法律の制定・改正の動きを挙げれば、次のとおりである。

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律の成立（101ページ参照）

我が国の人口が減少局面に入中、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが以前にも増して重要となっている。こうした状況に対応すべく、男女雇用機会均等の更なる推進を図るため、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止や、女性の坑内労働に対する規制の緩和などを内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」（平成18年法律第82号）が平成18年6月に成立した。

- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の国会提出（103ページ参照）

近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行うため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。

- (3) 健康保険法等の一部を改正する法律の成立（119ページ）

医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、①生活習慣病対策・長期入院の是正等の中長期的な医療費適正化対策の計画的な推進や保険給付の内容及び範囲の見直しによる医療費適正化の総合的な推進、②75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度の創設、③都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合等所要の措置を講ずることを内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）が平成18年6月に成立した。

- (4) 住生活基本法の成立（131ページ参照）

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進に関して、4つの基本的理念（①現在及び将来の住生活の基盤となる住宅の供給等、②住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成、③民間活力、既存ストックを活用する市場の整備と消費者利益の擁護、④低額所得者、高齢者、子育て家庭等の居住の安定の確保）を定めるとともに、基本理念の実現に向けた各主体の責務、基本的な施策等を定めた「住生活基本法」（平成18年法律第61号）が平成18年6月に成立した。

- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の成立（141ページ参照）

公共交通機関等のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し

た移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)と建築物のバリアフリー化を推進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)が平成18年6月に成立し、同年12月に施行された。

(6) 道路交通法の一部を改正する法律案の国会提出 (142ページ参照)

高齢運転者の交通事故の防止を図るため、記憶力、判断力等の認知機能に関する検査の導入や高齢者標識の表示義務付け等を盛り込んだ「道路交通法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。

2 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

(1) 地域における高齢社会対策の現状と課題に関するアンケート調査

急速な高齢化が進展する中で各地域がそれぞれ主体的かつ一体となって活力に満ちた地域社会の実現に向けて、地域の実情等に応じたきめ細かな不断の取組を積極的に進めていくことが必要となっている。とりわけ住民に最も身近な自治体である市区町村の果たす役割は重要となっていることから、市区町村を対象に施策の現状と課題を把握するためアンケート調査を実施した。

(2) 高齢者の経済生活に関する意識調査

高齢社会対策総合調査として高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握している。平成18年度は、収入・支出、就労、資産などの経済生活に関する意識等を把握するため高齢者の経済生活に関する意識調査を実施した。